

協 定 書

一般社団法人照明学会（IEIJ: the Illuminating Engineering Institute of Japan）と照明学会（IES: the Illuminating Engineering Society）の両団体は、本協定により、照明の工芸、科学及び実務に関する相互に関心のある領域において、継続的な協力を約する。

以下の条項に規定されていない事項については、両者の協議と調整に従うものとする。

本協定の日本語版と英語版は同等の効力を有するものとする。

両団体は、本協定が非政治的な学術的交流と協力の促進を目的とし、両国の法律に準拠し解釈され履行されることに同意する。

以下に、本協定の具体的条項を示す。

I. 会員の活動

a. 会合への参加・出席

一方の団体に所属する会員は、他方の団体が開催する学術的会合及び一般的会合に、その団体の会員と同等の条件で出席、参加する特典を有する。

本特典は、対面型による公開の研究集会及び研究委員会の会合を含むものとするが、いかなる種類のオンライン会合（ウェビナーなど）は含まないものとする。

b. 出 版

一方の団体が発行する全ての出版物は、他方の団体の会員も会員価格で購入できるものとする。ただし IES マガジンの LD+A と研究ジャーナル LEUKOS は、IES 会員又はグローバル・アクセス・アフィリエイト（Global Access Affiliate）会員のみに無償で提供される。

c. 会 員

一方の団体の会員で、他方の団体の会員資格を満たしている全ての者は、正式な身元照会なしに、また、入会金なしで、他方の団体に入会を申請することができる。入会申請者は、所属団体の事務局長から会員証明（書）を入手し、正式な身元照会に代えるものとする。しかしながら、申請者が他方の団体の会員とみなされるためには他方の団体の会費を払うことが要求される。

d. 学生参加

一方の団体に所属する学生会員は、他方の団体が主催する学生向け会合に、参加及び

発表のために招待されることがある。被招待者側の学生会員の発表は、招待者側と同等の基準で審査されるが、主催者側の賞に値しても、それを受ける資格は付与しない。招待された学生会員に関わる経費は、被招待者側団体が負担の責を負うものとする。何れの団体も、他方の団体の学生コンペティション（またはそれと同等なもの）での発表のため、年一度、一人の学生会員を支援することがある。本学生会員の発表は、受入側団体の賞を受賞する資格があるものとする。本支援学生会員に関わる経費は、派遣側団体が負担の責を負うものとする。

e. 身分証明

何れの団体の会員も、本協定による特典を受けようとする場合には、所属団体の会員であることを示す証明（書）を他方の団体に提示しなければならない。これは、特に、会合への参加及び出版物の購入の際に適用される。

II. 組織的活動

a. オブザーバー

何れの団体の統括機構（理事会）も、両団体にとって相互に関心のある事項を審議する他方の団体の統括機構が開催する会合に、オブザーバーとして招待されることになる会員を指名するものとする。

b. 連絡・通知

何れの団体も、学術会合のプログラム、会合日時と場所、相互に関心あるニュース等のアナウンスメントを、他方の団体の機関紙、ニュース、学術会合プログラム等の適当な刊行物に掲載されるように、他方の団体に対し提供するものとする。

何れの団体も、出典を明記し、また、著作権が適切に保護されるようにすれば、IES マガジンの LD+A と研究ジャーナル LEUKOS を除き、他方の団体の刊行物を、その団体の刊行物に許可なく再掲載できるものとする。

ただし、研究・技術論文及び著者が版權を保有している記事の再掲載については、著者の書面による事前の承認を必要とする。

c. 技術刊行物の保存

何れの団体も、相互贈呈の形でその定期刊行物を保存するよう、他方の団体の国における図書館を指定することができる。かかる図書館（保存機関）の選定は、他方の団体の推薦と助言によるものとし、既に、有償あるいは相互交換の形で行っている団体の存在を考慮するものとする。

d. 技術活動

何れの団体も、技術情報の相互交換を活発にするため、その技術研究部門に対し、相手方の関係部門と協力して、国際的な行事を計画し実行するよう奨励するものとする。

かかる活動の関与については、共催、協賛、後援の三つの形態が挙げられる。
この種の共同行事に当っては、計画の初期段階において、両者の役割と責任を明確に
規定した覚書書面を両団体間で交換しておくことが望ましい。
夫々の関与形態の定義は以下の通りである。

共催： 両団体は、行事の計画及びその技術内容に関し、対等な役割を果たす。
一方の団体が運営団体として指名される。覚書書面には、予算及び行事
による収入の取扱いに関する条項が含まれる。

協賛： 一方の団体（ゲスト）は、他方の団体によって計画され、開催された行
事に参画できる。ゲスト側団体の協力形態は、通常、論文発表と参加に
限られる。

後援： 一方の団体がスポンサーとなる。他の団体の協力形態は、基本的にはそ
の行事に対して名義を貸すことである。

Ⅲ. 改定、修正及び終了

本協定は、両団体所属会員の時代に即した要望に合わせるよう、五年毎に見直すものと
する。

本協定は、一方の団体の書面による申入れと両団体の統括機構の承認により、何時でも
修正（改定）することができる。

本協定は、一方の団体が他方の団体へ書面により通知をすれば、その六ヶ月後に終了す
ることができる。

締結日： 2024年12月 1日

一般社団法人照明学会 (IEIJ) 会 長 古 莊 雅 生

照明学会 (IES)

執行理事 Colleen Harper